

ふれあいネットワーク

かがやき

第245号

令和8年3月5日発行

社協だより

3月



みんなで元気に鬼退治

まちの子育てひろば「ひまわり」～節分行事～

子育てひろば「ひまわり」では8組の親子の参加のもと、節分行事を開催しました。

まず、色紙で三方（さんぼう）と鬼の帽子を作り、歌を歌って楽しんでいると、そこに鬼が登場。みんなで「鬼は～外！、福は～内」と言いながら豆を投げました。怖くて泣いてしまったけど、みんなの勇気と頑張りに降参して、鬼は退散。

最後は、ボランティアによるエプロンシアター（おおきなかぶ）を楽しみました。

 社会福祉法人佐用町社会福祉協議会

〒679-5213 兵庫県佐用郡佐用町東徳久1946 南光地域福祉センター内
TEL：(0790) 78-1212（代表） FAX：(0790) 78-1700



ホームページ



フェイスブック



インスタグラム

誰もが安心して安全に、できる限り住み慣れた地域で暮らせる福祉のまちづくりに向けて

各地区で三者連絡会を開催

12月～2月にかけて、今年度2回目の『三者連絡会』を開催しました。

今回は、昨年12月に民生委員・児童委員及び民生・児童協力委員の一斉改選が行われたことを受け、地域での見守りを一緒にしていただく福祉委員との顔合わせをメインに、本会や行政の事業説明や皆様にご協力いただきたいことなどをお伝えしました。

◆三者連絡会とは◆

『三者連絡会』とは、福祉関係者（福祉委員、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員）が、担当地域ごとに集まり、福祉情報を共有する場、また福祉に関する研修を行う場として、各地区で年2～3回開催しています。

◆地域共生社会の実現に向けて◆

本会では、令和3年度末にさようふくしプラン（第4次地域福祉推進計画）を策定し、4年間（令和4～7年度）の地域活動目標を『ささえあい よりそい うまれる絆で 共生のまちづくり』と定め、事業を推進しています。また、この計画を達成するには本会だけでなく、町民みんなで地域福祉活動に取り組むことが一番重要です。

佐用町においても、急速な高齢化や核家族化が進み、地域におけるつながりや支え合い機能は低下しつつあります。本会は、人と人との「つながり」を深め、安心・安全に暮らし続けることのできる地域をつくるために、まずは地域の福祉関係者（福祉委員、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員）の連携がとれる体制づくり、そして、多様化したニーズに対応できるネットワークの構築に取り組んでいます。

中でも、福祉委員と民生委員・児童委員、民生・児童協力委員が連携できる体制づくりを推進することで、集落内（地域）でのネットワークや情報共有ができ、地域内での見守りや助け合い活動が進められると考えています。



三者連絡会でのグループワークの様子

◆これからの支え合う地域づくりに求められるもの◆

地域のことは、その地域に住むみなさんが一番良くご存知だと思います。

地域の困りごとや気になる人を早期発見し、対応するためには、顔の見える身近な範囲での見守り活動やつながりづくりが重要になってきます。

『三者連絡会』だけでなく、本会が各自治会を対象に実施している『ご近所福祉ネットワーク活動支援事業』も上手に活用していただき、自治会や隣保（組）等といった小地域において、自分たちの地域にあった支え合い（共助）の仕組みづくりを考えていきましょう。

養護老人ホーム佐用朝霧園

契約入所のご案内

養護老人ホームへの入所は、老人福祉法に規定された老人福祉措置要領に基づいて、入所希望者の申し込みの後、行政期間が入所にふさわしいかの判定会を行ったうえで、養護老人ホームへ入所依頼を行う『措置入所』が原則です。

しかし、佐用朝霧園では、養護老人ホームという社会資源をより活用し、地域の福祉に貢献するため、措置によらない、利用者との直接契約による入所受入を令和5年度から実施しています。

◎契約入所できる方（次の2つの要件に当てはまる方が対象となります）

- (1) 家族（又は代理人）若しくは本人に利用料を負担できる経済的資力があること
- (2) 概ね65歳以上の高齢者でかつ施設内での集団生活が営める方で、次のいずれかに該当する方
 - ・一時的、期間的に支援者（介助者）が不在となり、単独での生活が困難な方
 - ・身体機能の低下により、自宅での生活が困難な方（施設内で自立生活が可能な程度）
 - ・バリアフリー化居宅改修工事等により、一時的に自宅での生活が困難な方
 - ・災害等により、長期的若しくは短期的に自宅での生活が困難な方
 - ・居住に関し、上記以外に何らかの課題を抱える方で、佐用朝霧園の使用目的に合致し、施設長が利用を認めた方

◎契約入所の受入人数

10名以内（施設定員50名の20%以内）

◎契約の種類

- (1) 長期契約
 - ・1年以上の継続利用
- (2) 短期契約
 - ・1回あたりの利用日数は10日以内
 - ・1年間に通算120日以内の利用



令和2年、町内平福から現在地・林崎に移転新築した佐用朝霧園

◎利用料金

- (1) 長期契約
入所される方の収入額（年額）によって、利用料が決まります（月額91,300～184,000円）
（例）年収が175万円の場合、利用料は月額128,600円となります
※身体機能の状態によって月額34,890円を加算する場合があります
- (2) 短期契約
1日あたり3,000円

◎その他注意事項

- ・契約の際には、身元引受人と身元保証人が必要です
- ・外出、外泊については、施設長の許可が必要です
- ・入所期間中は、外部の介護サービスの提供を受けることはできません
- ・特殊な医療装置や24時間監視が必要な延命治療等には対応できません

詳しくは、佐用朝霧園（☎78-8050）までお気軽にお問い合わせください

長年の「ご愛顧感謝します」

「センター上月・三日月の事務所閉鎖」

長年、社協の拠点として運営してきたきらめきケアセンター上月（久崎老人福祉センター）と、きらめきケアセンター三日月（ふれあいの里三日月）を、令和八年三月末で閉鎖することになりました。

本会が行う介護保険事業の利用者数は減少の一途をたどり、経営状況は芳しくありません。このような状況を踏まえて、町内三カ所で運営しているデイサービス事業所のうち、きらめきケアセンター上月を廃止し、介護保険事業のスリム化を図るとともに、社協事務所としての機能を本部（センターひまわり）に統合します。

きらめきケアセンター三日月についても、今回、本会全体の事業を見直す中で、きらめきケアセンター上月同様、社協事務所としての機能を本部に統合。本部の機能強化を図り、人員不足を補います。

これまでのご愛顧を深く感謝申し上げますとともに、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、両施設とも、四月以降は町



4月から町管理となる久崎老人福祉センター（左）とふれあいの里三日月（右）

行政が管理することになっており、これまで同様公共施設として利用できます。

また、食の自立支援（給食サービス）、まちの子育てひろば、ふれあいの里交流など、本会主催事業につきましても、社協職員が施設に出向き、これまでどおりの形態で実施することになっています。

介護でお困りの事ありませんか？

社会福祉協議会の居宅介護支援事業所では介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護に関する相談をお受けいたします。下記のようなことで困っていることはありませんか？



そんな時には…!

介護のこと、生活のこと何でもご相談下さい。ご自宅にも訪問させていただきます。

【お問い合わせ先】佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター佐用

居宅介護支援事業所 ☎83-2946



令和8年度

兵庫県ボランティア・ 市民活動災害共済のご案内



この共済・保険は、加入されたボランティアの方が自発的な意思に基づき、日本国内において他人や地域・社会に貢献するなど社会的に意義があるボランティア活動中（往復途上を含む）の、万が一の事故に備えていただくためのものです。保険金または見舞金をお支払いする主な場合は、次のとおりです。

補償の種類		保険金・見舞金をお支払いする主な場合
ボランティア 活動保険	傷害補償	日本国内において、被保険者がボランティア活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガに対し、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金等をお支払いします。
	賠償責任 補償	被保険者が日本国内において次のいずれかに該当する偶然な事故によって他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊した場合等に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して保険金をお支払いします。 (a) ボランティア活動中に発生した事故 (b) ボランティア活動に伴って提供した財物に起因する事故 (c) ボランティア活動の結果に起因する事故 (d) ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の損壊、紛失または盗取 なお、(d)については、保管物について正当な権利を有する者に対する法律上の損害賠償責任のみが対象となります。
死亡見舞金		ボランティア活動中、ボランティア自身が「傷害保険金」の対象にならない疾病で亡くなった場合 ※天災危険補償プランは給付対象外となります。

加入対象者	兵庫県社会福祉協議会および兵庫県下各市区町社会福祉協議会に登録された団体及び個人ボランティアに限ります
掛金	<市民活動災害共済プラン> 1名につき <u>500円</u> <天災危険補償プラン> 1名につき <u>600円</u>
補償期間	<u>令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時までの1年間</u> ※4月1日からの加入を希望される場合は、3月31日までにお手続きください。
支払い対象	自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献することを目的とした日本国内における無償の活動（交通費、食事代等、費用弁償程度の支給は無償とみなします。）で、次のいずれかの活動に限ります。 ●社会福祉協議会に届け出た、または社会福祉協議会の委嘱を受けた活動 ●所属するボランティア活動団体等の会則に則り、企画立案された活動 ※活動場所への通常の経路による往復途上やボランティア活動のための学習会、研修会、会議等への参加も含まれます。自動車事故は、被保険者自身のケガのみが対象です。
加入手続	下記の加入書類に加入者の掛金を添えて、佐用町ボランティアセンターにご提出ください。 ①兵庫県ボランティア・市民活動災害共済加入申込票兼加入者名簿 ②加入者名簿（氏名・住所（番地まで記入）・電話番号の記載があるもの） ※①は社協各センターで配布しています。

ボランティアグループ・市民活動団体等が行事・イベントを主催する場合の万が一の事故に備えるための、兵庫県ボランティア活動等行事用保険も取り扱っています。
詳しくは下記のお問い合わせ先までお尋ねください。

<お問い合わせ先> 佐用町ボランティアセンター ☎78-0830

善意の心ありがとうございました。

1月11日～2月10日受け付け分
預託者名（順不同・敬称略）

乃井野	下本郷	榎田	○供養として	下秋里	上月	○香料返しにかえて	金銭口座
藤田	匿名	中川		井場	垣谷		
あきよ		清博		義昭	良久		

大畠	○給食材料	匿名	物品口座
上本郷		湯谷	
古切手、その他物品		明男	
口長谷		加藤	
奥長谷		阿山	
下石井		大田	
金屋		岡田	
宝蔵寺		匿名	
三日月		匿名	
下本郷		仲元	
上本郷		匿名	
市村登記測量事務所		和彦	
佐用共立病院			
株ポラ化粧品			
役場南光支所			

温かい気持ちを「善意銀行」へ

佐用町善意銀行には、香料返しにかえて、供養として、お見舞い返しにかえて、福祉のためになど、様々な預託を年間を通じお寄せいただいています。
善意銀行の預託金は町内の福祉活動を推進するためになくてはならない財源になっています。みなさんのご理解とご協力をよろしく願います。
また、下記のような物品の預託も受け付けております。

- <善意銀行預託金が財源の福祉活動 例>
- ・子どもたちの福祉のこころを育むために【福祉教育の推進】
 - ・町内で活動するボランティア団体への支援【ボランティアグループ助成金】
 - ・集落内や学校周辺の交通安全のために

お預かりできるもの（例）

切手（使用済（古切手）・未使用）
ベルマーク
使用済みプリペイドカード（QUOカード、図書カード等）
※テレビカードは対象外

整理して収集団体へ送付しています

お預かりできないもの（例）

アルミ缶のプルタブ
ペットボトルのキャップ

最寄りの資源回収ステーションでリサイクルしてください

通院や買い物など、みなさまの外出を応援します

さよさよサービス運行中！！

運行曜日	運行地域
月・水・金	佐用地域、上月地域の一部地域（福吉・本郷・大垣内・皆田・南中山・来見・田和・才金・金子・桜山・金屋・力万・須安・宇根）
火・木・土	南光地域、三日月地域、上月地域の一部地域（樫ヶ淵・越田和・判官・稗田・久木原・小日山・目高・寄延・上上月・中上月・下上月・仁位・早瀬1・早瀬2・家内・久崎・榎田・円光寺・下秋里・上秋里・西新宿・大日山・小赤松・大酒）

予約制

予約専用電話 78-8034

※2週間前から利用日の前日午後3時まで電話予約してください。
但し、前日が土・日・祝日等の場合は、その前日が期日になります。

予約受付時間

午前8時30分～午後3時00分まで
※受付日：月曜日～金曜日（平日）

運行時間

午前8時30分～午後5時00分まで
※運休日：日曜日・祝日・年末年始



ふれあいカレンダー（3月）

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
3/1	2	3 給食サービス	4 子育てひろば ひまわり (ひな祭り会) 南光地域福祉センター 10:00～	5	6 給食サービス	7 さよう子ども食堂 「Full House」 さよう子育て支援センター 11:30～
8	9	10 給食サービス	11 喫茶であい 三日月地域交流センター 10:00～	12	13 給食サービス	14 地域福祉研修会 さよう文化情報センター 13:30～
15	16	17 給食サービス	18 子育てひろば ひまわり (親子リトミック) 南光地域福祉センター 10:00～	19	20 春分の日	21 ふれあい喫茶 「とも」 川原町公民館 9:00～ ふれあい喫茶 「あえーる」 南光文化センター 9:00～
22	23	24 給食サービス	25 喫茶であい 三日月地域交流センター 10:00～	26	27 子育てひろば ひだまり (お楽しみ会) 三日月福祉拠点施設 10:00～ 給食サービス	28
29	30	31 給食サービス	4/1	2	3 給食サービス	4 さよう子ども食堂 「Full House」 さよう子育て支援センター 11:30～



町民ペンリレー (No.243)

たにぐち たくや
谷口 拓也 さん (38歳)
(佐用町末廣)

質問：自己紹介をしてください。

答え：佐用町内の鉄工所に勤めてます。7歳の頃から柔道を始め、現在、柔道の指導者をしています。

質問：趣味・特技は何ですか？

答え：体を動かすことが好き（特に柔道）。暇があれば、メダカの飼育と繁殖もしています。あと、動画配信もしています。

質問：日頃から心がけていることはありますか？

答え：何事も前向きにチャレンジしていくこと！後悔のないように行動し続けること！

質問：最近嬉しかったことはありますか？

答え：教え子たち一人一人が、良い成績を残してくれることが嬉しいです。

質問：夢や目標はなんですか？

答え：柔道人口を増やすこと！！教え子がこの先、大舞台で活躍してくれることです。

質問：好きな言葉はありますか？

答え：『柔よく剛を制す』『精力善用』『自他共栄』



前回の 石原俊伸 さんからのメッセージ：「また、合同で練習しましょう。」

令和7年度 佐用町地域福祉研修会

突然死、認知症にならないための部屋づくり ～その人がどのように生きてきたのかを物語るのが部屋である～

高齢化率が45%を超えた佐用町。一人暮らしの高齢者も年々増えています。今こそ孤独死や突然死を防ぎ、認知症にならない住環境を学んでみませんか。

【日 時】令和8年 3月14日(土)

13:30～15:30 (開場13:00)

【場 所】さよう文化情報センター おりひめホール

【講 師】(一社)日本遺品整理協会 じょうとう ひ さよし 上東 丙峻祥 さん

【参加費】無料

【お問い合わせ先】地域福祉推進係 ☎78-0830



★ご希望の方に佐用町オリジナルのエンディングノートをプレゼントします



この広報紙は共同募金配分金の一部で作られています。

